
第8回公開研究会

テーマ 生徒指導提要の改訂とこれから

発表者 伊藤 秀樹 東京学芸大学 教育社会学

発表概要

●生徒指導提要とは

文部科学省が作成した、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書です。
実際の指導方法より理論・考え方のほうが多いと思います。
学習指導要領とは違って生徒指導提要には法的な拘束力はありません。

●発表の流れ

- ・はじめは生徒指導提要がどのように変わったかお話しします。
 - ①成長・発達を「支える」生徒指導へと定義が変わったこと。
 - ②個別の課題（いじめ、不登校、虐待など）の記述が増加したこと。
 - ③「チーム学校」ということが強調されるようになったこと。
- ・中盤は不登校・虐待・貧困に関する生徒指導のポイントを、生徒指導提要を踏まえながら紹介していきます。
不登校の子どもの最終的な目標は「社会的自立」ということに据えられていることや、「虐待が疑われるときは速やかに通告そして連携」と書かれているが、本当にそれだけでよいのかということを考えていきます。そして貧困についての記述は少ないので、補足します。
- ・最後は生徒指導提要のみで子どもたちの困っている状況が変わるわけではなく、現状の枠組みでは見逃されてしまう問題について紹介します。

●生徒指導提要はなぜ改訂されたのか

初版が発行されたのは2010年。今から13年前です。この13年で生徒指導を巡る状況は大きく変化しています。

いじめの認知件数や不登校出現率、児童虐待の相談対応件数が急増したことがあります。

いじめの認知件数や児童虐待の相談対応件数が増えたからといって実態が増えたとはいえません。あくまでそれが見つかるようになったということで、実態を捉えているわけではありません。ただ、不登校出現率に関してはある程度実態を捉えるものなので、「なぜこんなに増えたのだろう」というのはこの10年の違いかと思えます。

そしてSNSでのトラブルやヤングケアラーなど、新たな課題も世の中で発見されていきました。また、生徒指導の際に参照すべき関連法規、要するに絶対に押さえておかなければならない法律やガイドラインがこの10数年間でかなり変わりました。

いじめに関しては2013年にいじめ防止対策推進法（重大事案は必ず教育委員会に報告しなければならない

ということなど)、不登校に関しては、2016年に義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律(通称「教育機会確保法」)が制定されました。

1. 生徒指導提要はどのように変わったか

1. 成長・発達を「支える」生徒指導

まず変わったのは定義です。成長・発達を支える生徒指導へと変化しました。

「生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。」と定義されています。まずここで注目しておきたいのは、自発的・主体的に成長や発達する過程を支えるということです。

1.1 生徒指導の定義から見てくる特徴①

児童生徒は自発的・主体的に成長・発達する存在だという捉えと、教師は児童生徒の成長・発達を「支える」存在だという捉えが定義の中で明確に示されています。

子どもたちは自ら成長・発達する存在であって、先生たちが行うことは成長していく過程をあくまで添え木のように支えていくものだという捉え方をしようということです。

・「児童の権利に関する条約」の理念の反映

「児童の権利に関する条約」の四つの原則を理解しておくことが不可欠です。

一つ目は**差別の禁止**です。児童生徒に対するいかなる差別もしないこと。

二つ目は**児童の最善の利益**ということで、児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること。

三つ目は**生命・生存・発達に対する権利**です。四つ目は**意見を表明する権利**ということで、児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていることです。

「児童の権利に関する条約」の理念の反映

- 生徒指導を実践する上では「児童の権利に関する条約」の**四つの原則**を理解しておくことが不可欠 (pp. 32-33)

差別の禁止

児童生徒に対するいかなる差別もしないこと

児童の最善の利益

児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること

生命・生存・発達に対する権利

児童生徒の命や生存、発達が保障されること

意見を表明する権利

児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていること

10

・校則の見直し①

この四つの原則が典型的に反映されているものとして、マスメディアで一番注目された校則の見直しに関するものが挙げられます。

校則の検証・見直しの必要性は、先ほどの「児童の権利に関する条約」の四つの原則からいうと、「児童の最善の利益」「差別の禁止」が反映されているのではないかと思います。たとえば、「アルバイトの禁止」という校則には、経済的に厳しい家庭の子どもがその学校に通うことを難しくする可能性があります。また、「女子がスラックスの制服を選べない」という校則には、制服が嫌でトランスジェンダーの子どもが学校に通うことができなくなるといえることが起こり得ます。

・校則の見直し②

校則は、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいとされています。また、その見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けることなどが求められます。

・不適切な指導と考えられ得る例

また、「児童の権利に関する条約」の四つの原則の反映として、不適切な指導と考えられ得る例というものが生徒指導提要で実際に七つ明記されるようになりました。(順番は入れ替えています)

最初の二つが似ています。

「大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。」「児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。」つまり脅しや威圧感を使って相手を委縮させるような指導といえるかと思えます。

三つ目と四つ目もセットで考えたほうがよいです。

「殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。」「他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。」これは見せしめや連帯責任という指導になります。集団を使って個人にダメージを与える指導になるのです。

五つ目。「指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。」これは実際指導死という事例が起きての反映かと思えます。

六つ目。「児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。」

七つ目。「組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。」以上、七つです。

・四つの原則を意識すべき場面

生徒指導提要には「児童の権利に関する条約」の四つの原則が反映されているのですが、教員が四つの原則を意識すべき場面は、私が考えたものとしてはこの二つだと思えます。

一つ目は、児童生徒の間で四つの原則が守られていない状態です。たとえば暴力的ないじめの状態は、児童の最善の利益がまず侵害されています。当然ながら生命・生存・発達に対する権利も侵害されています。これは教師が生徒指導しなくてはならない状態だと考えるべきかと思えます。

二つ目は、教師が「問題行動」をとった児童生徒に指導を行うときです。自分の指導が適切でないか、四つの原則が守られているか、教師自身が省察する必要があると考えていただければよいかと思えます。怒りに任せて理由も聞かずに頭ごなしに怒っている場合、このときはたして児童の最善の利益は守られているのかということです。児童は嫌な思いをしていて、いろいろ言いたいことがあるかもしれないのに言えない。意見を表明する権利も侵害されている。

1.2 生徒指導の定義から見えてくる特徴②

生徒指導の対象は問題行動をとった児童生徒に限りません。すべての児童生徒が生徒指導の対象となると捉えていただければよいかなと思えます。

・「社会の中で自分らしく生きる」とは

「生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。」と書かれています。この五つの目的は並列でよいと思います。

まず個性の発見は、自分らしく生きるという領域に関わっているかと思います。よさや可能性の伸長も同じです。

社会的資質・能力の発達は、社会の中で生きるという要素に関わってくるかと思います。

自己の幸福追求は、自分らしく生きるところに入ってくるかと思います。

社会に受け入れられる自己実現は、自分らしく生きるという要素もあるのですが、それが社会の中で認められるようなものである必要があるということで両方にまたがっているのかと思います。

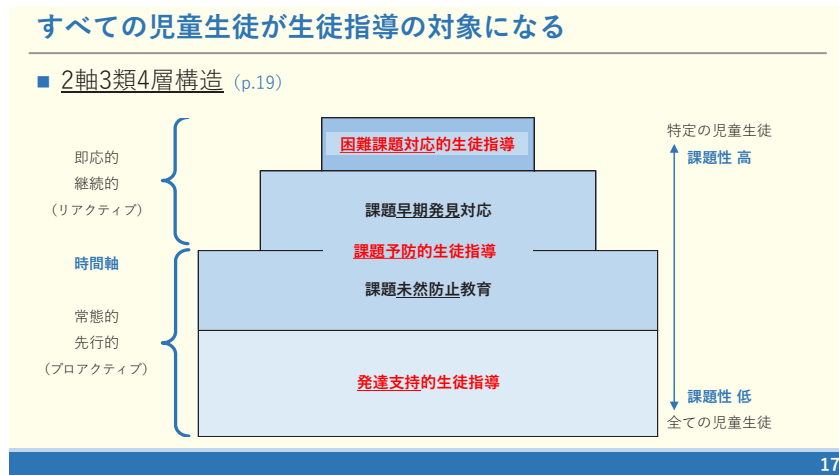
・すべての児童生徒が生徒指導の対象になる

新しい生徒指導提要では、2軸3類4層構造ということが書かれています。

2軸ですが、生徒指導の中には何か問題が起こる前に行うことと、問題とされる行為が起こった後に行われることの二つがあり、それが時間軸として2軸といわれています。

問題が起こる前の生徒指導は常態的・先行的（プロアクティブ）と呼ばれるものになっています。一方で、何か問題が起こった後の生徒指導は即応的・継続的（リアクティブ）です。

この2軸に関連して、3類は、発達支持的生徒指導・課題予防的生徒指導・困難課題的生徒指導の3類となっています。4層は、課題予防的生徒指導が課題早期発見対応生徒指導と未然防止教育生徒指導の二つに分かれます。したがって4層のほうを覚えておいていただければよいのです。



・4層の生徒指導 (例 自殺)

子どもの自殺の場合に、4層に分けてどんなことが生徒指導提要で書かれているのか、例を見ていきます。

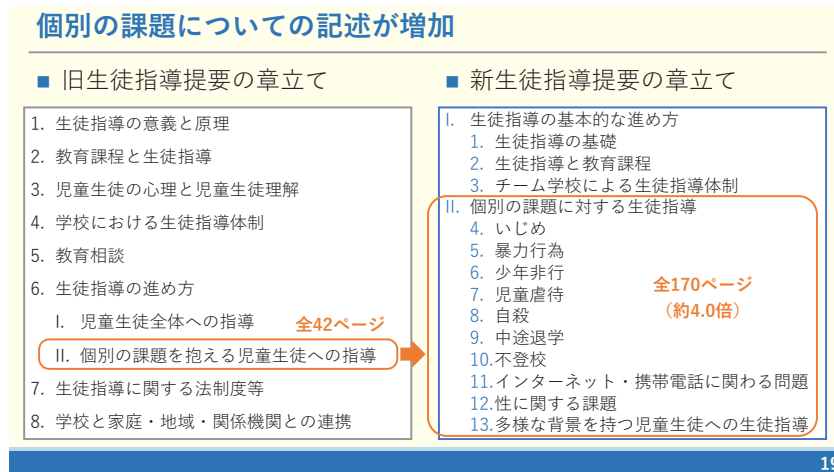
- ・発達支持的生徒指導とは、自殺の問題につながるような実践として日常的に行っていくべき生徒指導のことを指しています。たとえば直接自殺のことを扱わなくても、「命の教育」等を実施していくこと。あとは安全・安心な学校環境づくりに努めていくことがここでは挙げられています。
- ・課題未然防止教育は、ことば通り問題が起こらないようにしていくための教育です。具体的に自殺ということばをテーマとして扱ったりします。生徒指導提要では子どもの自殺の課題未然防止教育として、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育の実施ということ挙げています。

- ・ もう一つ上にいくと課題早期発見対応ということで、すべての児童生徒が対象になるわけではなく一部の生徒が対象になります。自殺の危険が高まった児童生徒の早期発見、スクリーニングです。
- ・ そして最後に問題が起こってしまったときの対応、困難課題対応的生徒指導です。子どもの自殺の場合は自殺未遂者への心のケア、自殺が発生してしまったときの周囲への心のケアということが挙げられています。

・ **個別の課題についての記述が増加**

増えた内容は、いじめ、暴力行為、少年非行などが細かく書かれるようになり、個別の課題に対する生徒指導が詳しくなったことは個人的に大きいことだと思います。

そのかわり何が失われたかという、たとえば規範意識の醸成という話がほとんど出てこなくなりました。もう一つ、これはもう少しどうにかならなかったのかなと思うのは、教育相談や児童生徒理解、要するに子どもの心理の理解に関する詳細な記述が減ってしまったということです。



・ **個別の課題についての各章の基本的な構成**

一つ目は関連法規・基本方針等。二つ目は学校の組織体制と計画。三つ目は生徒指導を具体的にどうするかというお話です。そして関係機関等との連携体制ということで、節立てを見ればわかるように「チーム学校」ということが強調されています。

生徒指導の中で最も大事なものは、三つ目の生徒指導の重層的支援構造だと思います。

・ **チーム学校**

まず子どもや保護者を支えていく中で、学校内での連携が必要になってきます。その中で重要なアクターとしては学級担任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、SC、管理職といった人たちが関わってきます。

学校内での連携を図るのも難しい部分があるので、複雑な課題を抱えた子どもに関してはSSWに依頼して教育委員会から派遣してもらい、学校での連携のコーディネートを担当してもらったりします。より難しいのは地域の関係機関との連携です。病院・クリニック、適応指導教室、民生委員（児童委員）、福祉事務所、子ども家庭支援センター、児童相談所、このあたりが重要アクターになってくると思いますが、学校内の連携や関係機関との連携をコーディネートしてもらおう役割としてSSWが現在いるという感じです。

・連携・協働の相手となる関係機関

この生徒指導提要には、連携・協働の相手となる関係機関が詳しく書かれています。教育委員会、警察・司法、福祉、医療・保健、NPO法人と分かれて書いてあります。(詳細略)

連携・協働の相手となる関係機関 (pp.110-118)

教育委員会	生徒指導担当の指導主事、教育支援センター（適応指導教室）、弁護士（会） など
警察・司法	警察、法務少年支援センター、保護司、更生保護サポートセンター、BBS会、少年院 など
福祉	児童相談所、市町村の虐待対応担当課、要保護児童対策地域協議会（要対協）、児童養護施設、児童自立支援施設 など
医療・保健	医療機関、保健所・保健センター など
NPO法人	フリースクール、地域若者サポートステーション事業 など

22

2. 不登校・虐待・貧困に関する生徒指導のポイント

2.1 不登校について

・不登校児童生徒への支援の目標

一つ目のポイントとして、支援の目標は将来的な社会的自立ということです。
 二つ目のポイントは、学校に登校するという結果のみを目標にしないことです。学校へのアクセスではなく学びへのアクセスだと思っていただければよいと思います。

・目標は社会的自立

社会的自立とは、「精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れる」ことと書かれています。また、「適切に他者に依存したり、自らが必要な支援を求めたりしながら、社会の中で自己実現していくという意味」だと書かれています。

「自立とは依存先を増やすこと」という言葉がありますが、当たり前のように依存先があって適度に依存できることが実は自立の条件であるという考え方が、生徒指導提要の不登校のところに採用されています。

・(今いる) 学校に登校するという結果のみを目標にしない

これは、今いる学校に登校することだけを目標にしてしまうと、不登校の子どもには学校に行きたくても行けないという子どもが多い中、その子どもたちが学びにアクセスするとか別の場所に行くとか、そうした人とつながるといった可能性、それによってエネルギーが蓄えられてさらなる目標ができるという可能性を削いでしまうことがあるからです。

・不登校対策につながる発達支持的生徒指導

不登校対策につながる発達支持的生徒指導としては、「魅力ある学校づくり・学級づくり」ということが主張されています。「すべての児童生徒にとって、学校、とりわけ所属する学級・ホームルームが安全・安心な

居場所となるような取り組みを行うことが重要」だといわれています。

こうした受容的な空間に加えて、「いじめや暴力行為などを許さない学校運営・学級づくり」ということが欠かせないと書かれています。いじめや暴力行為があったときにうやむやにしない。それはいけないことだときっちり指導していく。そのような先生の対応が欠かせないといえると思います。

・不登校対策としての課題未然防止教育

次に不登校対策としての課題未然防止教育についていくつか書いてあったのですが、私のほうから一つピックアップします。それはSOSを出すことの大切さを伝えるというものです。

「悩んだときに人に話す・聴いてもらう（言語化する）ことの重要性を伝える」ということが大事だと書かれています。

・不登校対策における課題早期発見対応

不登校対策における課題早期発見対応ということで書かれているのは、教職員の受信力の向上と情報共有です。そのため的手段として、まず一つは「気になる児童生徒についてのスクリーニング会議」、要するにピックアップしていく会議です。

あとは「不登校の予兆を早期に把握するためのアセスメントツールを使用していく」こと。そしてこれは大変だと思うのですが、「担任・スクールカウンセラーなどによる全員面接」も効果的だと書かれていました。

・不登校支援としての困難課題対応的生徒指導①

困難課題対応的生徒指導ということで書かれているポイントとしては、まずはケース会議が大事だと書かれていて、児童生徒や学級のアセスメントを行ってくださいと書かれています。

アセスメントの方法として提案されているのがBPSモデル（生物・心理・社会モデル）というものです。これが新たに登場したことも生徒指導提要の改訂版の大きな変化だといわれています。

「児童生徒の課題を、以下の3つの観点から検討」ということで、一つ目が生物学的要因です。発達特性や病気をチェックしていく。二つ目が心理学的要因として認知、感情、信念、ストレス、パーソナリティ等ということです。そして三つ目が社会的要因ということで、家庭や学校の環境、人間関係等も欠かせないといわれています。

・不登校支援としての困難課題対応的生徒指導②

アセスメントを行った後、「支援の目標や方向性、具体的な対応策を検討」と書かれていて、具体的な対応策については七つの項に分けて書かれています。ここについては網羅的だが抽象的だという印象がありますが、どういう関連機関と連携できるのかチェックしたいときはこれらを見るとよいと思います。

また、家庭訪問が大事だと書かれているのですが、学校に来てほしいということを強く伝えるのではなく、児童生徒を気にかけているというメッセージを伝えるとともに安心させるということが目的の一つです。「学校に来てほしい」とか「外に出なさい」というのではなく、関わり続ける関係を作っていくことによって子どものエネルギーが蓄えられていき、いろいろなところへ出ていくときに働きかけられるようにするという考え方のかなと思います。

・不登校対応をひとくくりで論じることの難しさ

先ほどの困難課題対応的生徒指導が網羅的になってしまった背景について、不登校の要因・背景が多岐にわたっていることが挙げられるかと思えます。

2.2 虐待について

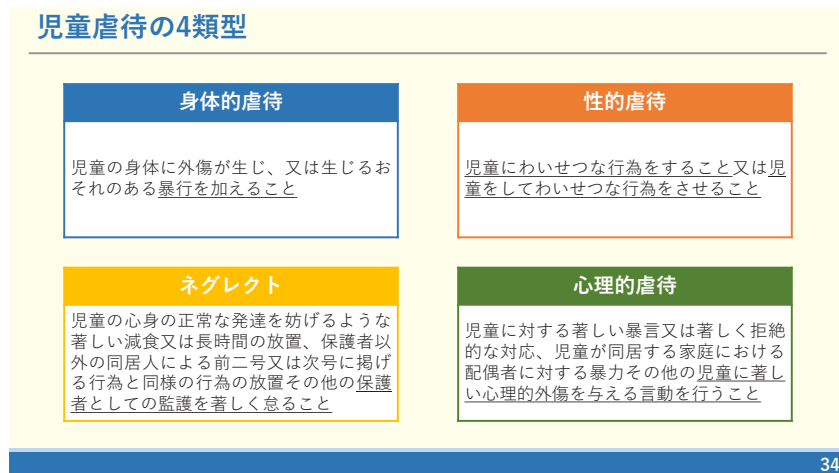
・虐待対応の基本的な方針

「児童虐待を発見する上で、少しでも虐待と疑われるような点に気付いたときには、速やかに児童相談所又は市町村（虐待対応担当課）に通告し、福祉や医療、司法などの関係機関と適切に連携して対応することが求められます。」と書かれています。ポイントは二つです。

一つ目は虐待が疑われるときは、速やかに通告。二つ目は関係機関と適切に連携して対応ということです。

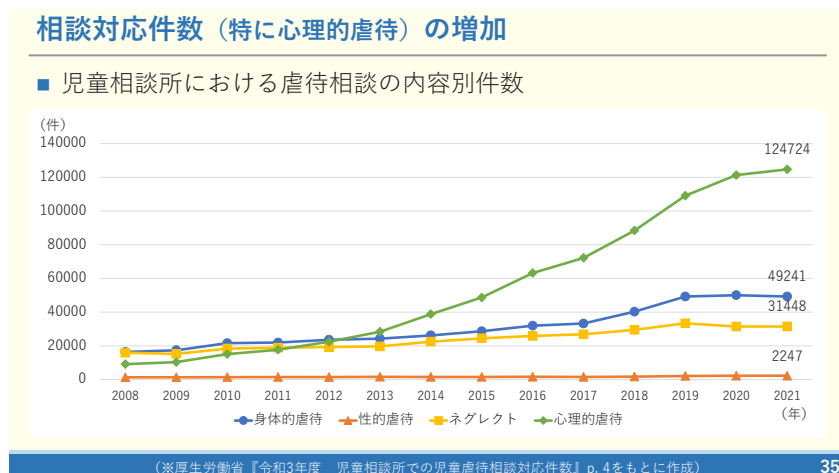
・児童虐待の4類型

身体的虐待、性的虐待、ネグレスト、心理的虐待の4類型です。



・相談対応件数（特に心理的虐待）の増加

心理的虐待が社会の中で認知されるようになり、それが通告の対象になったということが相談対応件数の増加につながっているのかなと思います。



・学校に求められる役割 (児童虐待防止法より)

虐待に対する学校に求められる役割として、義務は、「虐待を受けたと思われる子供について、市町村(虐待対応担当課)や児童相談所等へ通告すること」です。

努力義務は、「虐待の早期発見に努めること」「虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと」「虐待防止のための子供及び保護者への啓発に努めること」です。

・虐待通告後の流れ

学校が虐待を通告し、受理された後は子どもの安全確認・調査が行われます。その中で一部のケースに関しては一時保護となり、その後に援助方針が決定され、里親家庭や児童養護施設などで暮らすことになる子どもたちが一部います。

ただし大多数の場合、福祉機関が援助しながらの在宅での対応になります。家庭に戻って、支援を受けながらまた暮らしていくのが現状です。通告や一時保護がたとえあったとしても、多くの場合に子どもは地域の学校に通いますし、学校は保護者とも関わることになります。

・多機関連携によるチーム支援

もう一つ、生徒指導提要で書かれていることは多機関連携によるチーム支援です。在宅援助の場合は、通称「要対協」と呼ばれる「要保護児童対策地域協議会」という市町村等のネットワークを活用した多機関連携によるチーム支援が原則として行われます。

・児童虐待に関する生徒指導の記載の少なさ

4層構造との対応でいうと、未然防止教育のところ「つらいときに相談できるよう、SCやSSWを含めた相談先の紹介」ということは書いてあるのですが、それ以外には何も書いていなくて、先生たちがどうすればよいのかわからないと正直感じました。

・生徒指導提要なのに生徒指導の方法が書かれていない

生徒指導提要なのに生徒指導の方法が書かれていないということで、書かれていることとしては生徒指導上の課題として見られる児童虐待の影響です。

「小学校低学年からの窃盗」「激しい暴力」「家出」「いじめの加害の繰り返し」「薬物などへの依存」ここまでは少年非行に関することかと思います。あとは暴力行為という項目もありますので、そこも参照するとよいと思います。

「自傷行為」「摂食障害」「自殺企図」ということで、自殺のパートもそうですし、精神疾患のパートも関わってくるかもしれません。

子どもの課題について、頑張っているのに改善しないというときは背景に虐待があるかもしれないと考えてよいと思います。

・受容をベースにした生徒指導の必要性

では、どうすればよいのかということで自分なりに考えてみました。

いじめの加害については、「いじめる児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスを受け止めるように心がける」。叱責するのではなくこういった対応が必要だと思います。

窃盗をはじめとした非行については、「児童生徒の隣に立って接する」態度が必要です。一方的に強く指導しない。受容と教員の自己開示です。「自分は横並びの立場なんだよ」という関わり方が大事です。

自殺の危険の高まりについては、「児童生徒の声をしっかりと『聴く』」ことです。

いずれも共通するのは、子どもの行動の裏にある苦しみや悩みを受け止める受容的な態度です。生徒指導の授業では、傾聴、共感、受容が大事だといえます。

すぐには変わることができない子どもの立場を理解しながら、粘り強く生徒指導を進めていく必要があると思っています。

もう一つ考えておけばよいと思うのは、教師の関わりの効果が出るのは卒業後、あるいは学校を離れた後かもしれないと思いながら指導していくということです。

・保護者を支援して子どもを守る

あともう一つ、保護者を支援して子どもを守るという考え方です。

保護者是对応されるだけの存在なのかという点は虐待支援の中で考えたほうがよく、速やかに虐待を通告して子どものみを守るのではなく、保護者を支援して子どもを守るという方法をもっと強調してもよいのではと感じました。

・虐待対応の2つのシステム

先行研究によれば、虐待対応には二つのシステムがあるということです。

その一つは児童保護システムというようにジャンル分けできます。虐待の通告、家族の調査、必要な場合の代替ケアやスーパービジョンを軸にし、養育者からの子どもの保護を主眼に置くということです。アメリカやカナダ、日本などの国ではこうしたことが虐待対応として行われています。

一方で家族サービスシステムという考え方もあるようです。北欧をはじめとしたヨーロッパの国々に多いようですが、「適切な援助があれば家族は機能する」という考え方に立ち、家族の心理・社会的な困難に対して家族へのサポートを提供していこうとするものです。

虐待対応の2つのシステム

児童保護システム	家族サービスシステム
米国・カナダ・英国・オーストラリア ・ニュージーランド・ 日本	スウェーデン・オランダ・フランス ・ベルギー・フィンランド・ドイツ
虐待の通告、家族の調査、必要な場合の代替ケアやスーパービジョンを軸にし、子どもの養育者からの保護を主眼に置く	「適切な援助があれば家族は機能する」 → 家族の心理・社会的な困難に対して家族へのサポートを提供していこうとする

- 「家族サービスシステム」を採用し続ける国々の存在
- 適切な心理的・福祉的サポートが受けられさえすれば虐待に至らずにすむ保護者が、かなりの数いる可能性がうかがえる
- 学校でかかわる保護者の中にも、適切な心理的・福祉的サポートさえあれば虐待の状態から抜け出せる保護者がいるかもしれない

(※上野加代子, 2022, 『虐待リスク—構築される子育て標準家族』生活書院, 第5章より)

44

・子どもの前向きな姿を介して保護者とかわる

虐待の背景としての保護者の孤立ということが生徒指導提要でも挙げられています。虐待の通告をされたということ自体が保護者の不安や孤立をさらに深めるかもしれないと考えてよいかもしれません。

教師は、さまざまな場面で保護者とコミュニケーションをとる立場です。子どもの成長や前向きな姿を積極的に伝えていくことで、少しずつ信頼関係を育み、前向きに子育てに臨むための心の支えを提供したり、他の支援いつながるきっかけを作ることができるかもしれません。

2.3 貧困について

・7人に1人の子どもが貧困

2018年には子どもの7人に1人が貧困状態にあり、特にひとり親世帯だと約半数が貧困状態にあると調査結果から出ています。

・貧困世帯に育つ子どもへの支援

「貧困の影響は、食事がとれない、物が買い揃えられないといった貧困の直接的影響だけではなく、学力不振や進路に希望が持てない、生きる意欲が湧かないなど様々な面で影響があるとされています。

生徒指導提要には、制度的な支援や福祉との連携の必要性については書かれていますが、教師が具体的にどのような生徒指導を行えばよいのかについては記載がありません。

・貧困世帯への制度的な支援

制度的な支援の中で特に重要なのは就学援助になってくると思います。「経済的理由により就学が困難な小・中学校の児童生徒の保護者に対して、市町村が学用品費、修学旅行費、学校給食費等を援助」している制度をきちんと利用できるようになることが大事です。

・なぜ貧困世帯に育つ子どもへの生徒指導は論じられないのか

虐待もそうだったのですが、貧困・虐待の共通点として、これらは生徒指導上の課題そのものではなく背景要因になっています。

たとえば、いじめ、暴力行為、不登校、中途退学、少年非行は生徒指導上の直接的に扱う課題であるといえます。

貧困、虐待、発達障害、精神疾患、ヤングケアラー、外国籍などの背景要因に関しては、関係機関との連携については書かれていますが、そうした背景を抱えた子どもに生徒指導としてどう関わればよいのかは書かれていません。

・背景要因を知ることで生徒指導が変わる

私論になりますが、背景要因を知ることで生徒指導が変わると考えてもよいかと思います。たとえば不登校の背景に、勉強についていけないという状況があって学校に足が向かない子どもがいた場合です。そのときに保護者の貧困に気づくと、子どもが直面している困難や原因の背景について、子どもの発達や心理の側面以外から多角的に検討できるようになります。

・自己肯定感の低さへの対応

自己肯定感の低さも貧困世帯に育つ子どもについてよく挙げられます。生徒指導提要にはこんなことが書いてありました。

まずは、「分かりやすい授業」をすること。

「誰にも出番のある全員参加の授業」。

「級の中で役割を担ったり、協力しあって活動したりする」。

「お互いを尊重し、よさや可能性を發揮し合えるような学級づくり」。

「教師の共感的理解と受容の姿勢」。

出番、役割、教師の傾聴・受容・共感、そういったことが自己肯定感を高める一つの要因になってくると思います。

3. 生徒指導の枠組みでは見逃されてしまう問題

最後は生徒指導の枠組みでは見逃されてしまう問題として、生徒指導提要に書いてあることだけではこういうところが足りないかもしれない、生徒指導を含めてこのように変わっていく必要があるのではないかということですが。

・議論の補助線：障害の個人モデル⇔社会モデル

障害の個人モデルは、障害を個人に帰属させるものです。生きづらさの解消については個人に努力や改善を求める、こういった傾向にあるのが障害の個人モデルの捉え方です。

一方で障害の社会モデルという捉え方が近年では導入されてきていて、インクルーシブな社会へというときには障害の社会モデルが多く反映されるようになってきています。障害者と呼ばれる人の抱える生きづらさは社会によって作られているのではないか、生きづらさの解消については個人が引き受けるのではなく社会の側に調整の必要がある、と考えるものです。

例としてバリアフリーは、障害者と呼ばれる人が障害を感じなくてすむような環境に変えていくという考え方です。

なぜこれを説明したかといいますと、生徒指導提要ははたして個人が抱える課題を個人の問題として扱っているのか、それとも社会が作っている問題として考えているのかということを考えているからです。

・生徒指導は「課題の個人モデル」か？

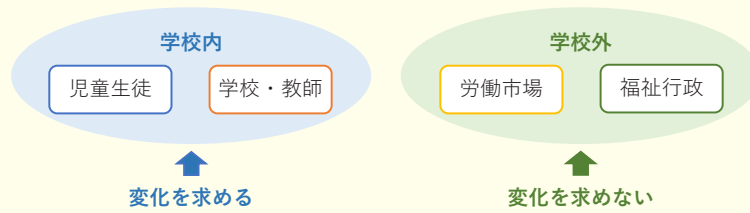
生徒指導提要は「課題の個人モデル」ですべて説明しているのではなく、不登校のところは典型的です。不登校児童生徒への生徒指導を例にとると、児童生徒に変化を求めるのはSOSを出すことの大切さを伝えるくらいで、あとはすべて学校や教師が変わってくださいと言っています。環境が変われば不登校の子どもはエネルギーが蓄えられたり、いろいろな学びへのアクセスができたり、社会的自立に近づけたりするという考え方をしています。障害の社会モデルではなく「課題の社会モデル」的な考え方が導入されているのかなと思います。

・生徒指導提要が変化を求める範囲

ただし少し考えなければならないのは、生徒指導提要が変化を求める範囲というのは児童生徒と学校・教師に限定されていて、学校外、たとえば労働市場や福祉行政、地域社会に対しては変化を求めるものではありません。

それゆえ、変わっていく学校と変わっていかない学校外の社会との間で、子どもたちが移行したり両方に関わる中でギャップが生まれる可能性があります。

生徒指導提要が変化を求める範囲

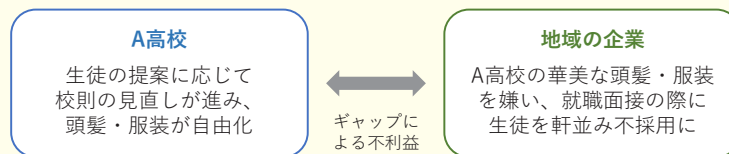


- 現状の生徒指導の枠組みでは、学校外の社会には変化を求めている
- 変わっていく学校と、変わっていかない学校外の社会との間で、ギャップが生まれる可能性 (生きづらさを生み出す社会の温存)

56

・ギャップが不利益を生じさせる例①：校則の見直し (詳細略)

ギャップが不利益を生じさせる例①：校則の見直し

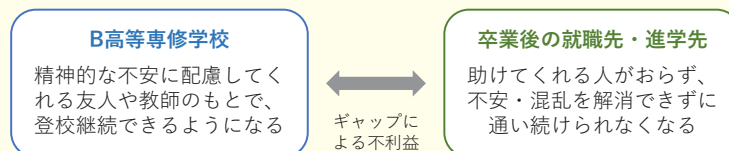


- 学校外の社会の価値観を変えるような働きかけがないと、学校の先進的な取り組みが児童生徒の将来の不利益を引き起こしかねない
- だからといって、学校・教師が学校外の社会に合わせて、旧態依然の生徒指導を行ってほしいということではない
- 学校外の社会が変わることを目指さなければならない

57

・人々の権利が守られるような社会へ

ギャップが不利益を生じさせる例②：不登校後の移行



- ギャップを埋める「なだらかな移行」の必要性
- しかし、B高等専修学校がもっと厳しくなればよい、という問題ではない
- むしろ不安を抱えやすい人々が認め支えられながら自己実現を達成できる就労・就学を増やし、学校から適切に移行できるようになることが望ましい

(※伊藤秀樹, 2017, 『高等専修学校における適応と進路——後期中等教育のセーフティネット』東信堂, 第5章)

58

最後に規範的な話になりますが、教育基本法第一条の教育の目的ではこういったことが書かれています。

「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」という文言が第一条にあります。既存の社会のルールの中で自分らしく生きるためだけの生徒指導ではなく、新たな社会の形成者となれるような生徒指導が目指されてほしいと思っています。そのためには、まずは「児童の権利に関する条約」の四つの原則が誰に対しても必ず守られる社会に変わることが重要だと考えています。

●生徒指導提要の改訂について

生徒指導提要の改訂について、2022年4月から1年間、雑誌『教育実践ライブラリ』（ぎょうせい）で「生徒指導の新潮流」（全6回）という連載を書かせていただく機会がありました。インターネットでも見ることができますので、興味を持たれた内容がありましたら確認していただければと思います。特に第3、4、6回のお話は今日紹介することができないので、どんなことを書いているのか確認していただければありがたいです。第1、2、5回の内容を今回取り上げました。